

## 富士見町農地賃借料情報

平成21年の「農地法等の一部を改正する法律」の施行により、標準小作料制度は廃止されました。これに伴い、農業委員会では農地の賃借料の目安となるよう、毎年、農地の賃貸借に係る地域の実勢について情報提供をしています。

つきましては、令和7年4月から令和8年3月までに締結（公告）された農地の賃貸借契約における賃借料水準（10aあたり）は下記のとおりとなりますので、農地の賃貸借時における参考としてください。

富士見町農業委員会

### 1 地目： 田 (額単位：円／10a)

	平均額	最高額	最低額	筆数データ	備考
富士見町	2,700	10,000	1,000	281	

※ 内使用貸借（賃借料なし）43筆

### 2 地目： 畑 (額単位：円／10a)

	平均額	最高額	最低額	筆数データ	備考
富士見町	2,500	8,000	1,000	114	

※ 内使用貸借（賃借料なし）25筆

### 3 樹園地の部

樹園地に関する実例はありませんでした。

※ 平均金額は、各区分の算出結果を四捨五入して100円単位としています。

※ この情報を参考とし、土地の広さ、形状、水利等の条件なども加味しながら、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。